

環 保 第 301 号  
平成 27 年 9 月 28 日

経済産業大臣 宮沢 洋一 様

岩手県知事 達増 拓也

「(仮称)新葛巻風力発電事業・葛巻風力発電事業」環境影響評価準備書  
に対する意見について

平成 27 年 4 月 20 日付けで事業者から送付がありました標記準備書について、電気事業法第 46 条の 13 第 1 項の規定により、環境影響評価法第 20 条第 1 項の規定による環境保全の見地からの意見を別添のとおり提出します。



# 「(仮称)新葛巻風力発電事業・葛巻風力発電事業」環境影響評価準備書 に対する知事意見

## 1 総括的事項

- (1) 準備書に記載されている環境影響評価の各項目に係る予測及び評価の結果に影響を及ぼす新たな事情が生じた場合には、必要に応じて予測及び評価を再実施し、その過程及び結果を評価書に記載すること。
- (2) 事業実施区域の周辺で他の風力発電事業が計画されており、将来的に累積的な環境影響が懸念されることから、他の事業者が環境影響評価を実施する過程において、実行可能な範囲で情報共有を図ること。

## 2 個別的事項

- (1) 鳥類及びコウモリ類
  - ① ブレード・タワー等への接近・衝突に係る対策については、最新の研究成果等を踏まえて検討し、有効と考えられる対策の積極的な採用に努めるとともに、供用後に防止対策に関する新たな研究成果等が発表された際には、必要に応じて追加的な採用に努めること。
  - ② 事後調査及び環境保全措置で位置付けられている環境監視については適切に実施するとともに、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。  
また、事後調査については、専門家の意見を聴きながら方法、頻度及び期間等について検討し、実施すること。
- (2) 植物
  - ① 風力発電機の設置や工事用道路の拡幅等に伴う改変により消失した植生の復元に当たっては、地域生態系の保全に配慮した工法を採用する等、専門家の意見や関係機関との協議結果を踏まえながら、適切に実施すること。
  - ② 事後調査及び環境保全措置で位置付けられている環境監視については適切に実施するとともに、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。  
また、事後調査については、専門家の意見を聴きながら方法、頻度及び期間等について検討し、実施すること。